

○水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則

平成2年9月26日

水戸市規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成2年水戸市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(荷さばきのための駐車施設の附置免除に係る面積)

第2条 条例第4条の2第1項ただし書に規定する規則で定める面積は、1,000平方メートルとする。

(平11規則46・追加)

(特殊の装置を用いる駐車施設)

第3条 条例第8条第3項に規定する市長が認める特殊の装置を用いる駐車施設とは、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認定したものをいう。

(平11規則46・旧第2条繰下，平12規則76・一部改正)

(承認申請等)

第4条 条例第9条第2項の規定により駐車施設の設置又は変更の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、駐車施設設置（変更）承認申請書（様式第1号）2部に、別表に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書について承認又は不承認を決定したときは、その旨を当該申請書の一部に記載して申請者に通知するものとする。

(平11規則46・旧第3条繰下)

(届出)

第5条 条例第12条の規定による駐車施設の設置又は変更の届出は、駐車施設設置（変更）届出書（様式第2号）に、別表に掲げる図面を添えて行うものとする。

(平11規則46・旧第4条繰下)

(身分証明書)

第6条 条例第13条第2項の証明書は、様式第3号によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式に規定する様式によることができる。

(平11規則46・旧第5条繰下, 令5規則27・一部改正, 令8規則42・一部改正)

(措置命令書)

第7条 条例第14条第2項の措置命令書は, 様式第4号によるものとする。

(平11規則46・旧第6条繰下, 令8規則42・一部改正)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか, 必要な事項は, 別に定める。

(平11規則46・旧第7条繰下)

付 則

この規則は, 平成2年10月1日から施行する。

付 則 (平成11年9月28日規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は, 平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成した各様式の内紙は, 同日以後においても, 当分の間, 所要の補正を行い, 使用することができる。

付 則 (平成12年12月19日規則第76号)

この規則は, 平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

1 この規則は, 平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分又は不作為についての不服申立てであって, この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては, なお従前の例による。

4 施行日前に作成した各様式の内紙は, 施行日以後においても, 当分の間, 所要の補正を行い, 使用することができる。

付 則 (令和4年3月31日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は, 令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（令和5年3月29日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に作成した各様式用の紙は、令和6年3月31日までの間において、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（令和8年3月30日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に作成した様式第1号及び様式第2号用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

別表（第4条、第5条関係）

（平11規則46・一部改正）

	図面の種類	明示すべき事項
駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる物件及び位置並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及び幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

様式第1号(第4条関係)

駐車施設設置(変更)承認申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

駐 車 施 設	1 設置場所					
	2 権利関係	所有地	借地	その他()		
	3 使用承諾者	住所(所在地)				
		氏名(名称)				
	4 規模	区分	ア	イ	ウ	エ
建築物内		台	台	台	台	
建築物外		台	台	台	台	
特殊な装置		台	台	台	台	
合計		台	台	台	台	
駐 車 施 設 を 附 置 す べ き 建 築 物	5 所在地					
	6 用途及び規模	特定用途(共同住宅を除く。)部分の延べ面積			共同住宅及び非特定用途部分の延べ面積	合計
		倉庫外	倉庫部	計		
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	7 駐車施設を附置できない理由					
※条例による駐車施設の最少規模		ア	イ	ウ	エ	
※ 受付	年 月 日 第 号					
※承認・不承認欄						

- 備考 1 1, 2及び3の欄の事項について、権利関係を証するための書類(登記簿謄本、賃貸借契約書等)を添付すること。
- 2 4の欄のアには小型乗用車用(幅2.3m以上、奥行5.0m以上)の、イには普通乗用車用(幅2.5m以上、奥行6.0m以上)の、ウには車いす利用者用(幅3.5m以上、奥行6.0m以上)の、エには荷さばき用(幅3.0m以上、奥行7.7m以上、はり下の高さ3.0m以上)のそれぞれの駐車台数(敷地内外の合計)を記入すること。
- 3 駐車施設変更承認申請書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 4 ※の欄は記入しないこと。

様式第2号(第5条関係)

駐車施設設置(変更)届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

駐 車 施 設	1 設置場所					
	2 規模	区 分	ア	イ	ウ	エ
		建 築 物 内	台	台	台	台
		建 築 物 外	台	台	台	台
		特殊な装置	台	台	台	台
	合 計	台	台	台	台	
駐 車 施 設 を 附 置 す べ き 建 築 物	3 所在地					
	4 用途及び規模	特定用途(共同住宅を除く。)部分の延べ面積			共同住宅及び非特定用途部分の延べ面積	合 計
		倉 庫 外	倉 庫 部	計		
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
※条例による駐車施設の最少規模			ア	イ	ウ	エ
※ 受 付		年 月 日 第 号				

- 備考 1 駐車施設変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
 2 2の欄のアには小型乗用車用(幅2.3m以上, 奥行5.0m以上)の, イには普通乗用車用(幅2.5m以上, 奥行6.0m以上)の, ウには車いす利用者用(幅3.5m以上, 奥行6.0m以上)の, エには荷さばき用(幅3.0m以上, 奥行7.7m以上, はり下の高さ3.0m以上)のそれぞれの駐車台数(敷地内外の合計)を記入すること。
 3 ※の欄は記入しないこと。

様式第3号(第6条関係)

表

第 号
身 分 証 明 書
所 属
氏 名
生年月日 年 月 日生
上記の者は、水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第13条の規定により、立入検査をする職権を有する者であることを証明する。
年 月 日交付
年 月 日限り有効
水戸市長
印

裏

水戸市における建築物に附置する 裏駐車施設に関する条例(抜粋)
第13条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

措 置 命 令 書

住所(所在地)

氏名(名称)

水戸市長 印

水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第 条の規定に違反している
ので、同条例第14条の規定により、下記のとおり措置するよう通知します。

記

- 1 建築物の所在地
- 2 建築物の用途及び規模
- 3 措置事項
- 4 理由

教示

審査請求

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求ができます。

取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(平11規則46・全改, 令 4 規則33・一部改正, 令 8 規則42・一部改正)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(平11規則46・全改, 令 8 規則42・一部改正)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

(平11規則46・令 5 規則27・一部改正)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

(平11規則46・平28規則34・一部改正)